

# 令和4年度の非課税世帯などに臨時特別給付金を給付します

## ※これまでに、この給付金を受給した世帯は除きます

令和3年12月から実施してきた非課税世帯などへの臨時特別給付金を、受給資格があるにもかかわらず申請がないことで受給できていない世帯のうち、令和4年度の住民税が非課税の世帯等や、家計が急変した世帯などに対する支援として現金10万円を給付します。

**対象** 令和4年6月1日現在、本市に住民登録し、次の1または2(1)～(3)に該当する世帯。

- 1 令和4年度分住民税非課税世帯と確認できる世帯  
※世帯全員が非課税の場合に対象となり、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている場合は対象外。
  - 2 (1) 令和4年1月2日以降に転入した方がいる世帯 (2) 未申告の方がいる世帯  
(3) コロナの影響により令和4年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同等の事情とみなされる世帯
- ※すべての対象者について、これまで本給付金の給付を受けた世帯は対象外となります。

**支給額** 世帯当たり 10万円

### 確認・申請方法

- 1の世帯 6月下旬に対象世帯に確認書を送付しています。必要事項を記入し、下記まで返送してください。指定の口座へ入金します。
- 2(1)の世帯 対象と思われる方は、転入前の自治体（令和4年度の非課税証明書等が発行される自治体）から発行された、同じ世帯の非課税証明書等を持参のうえ、申請が必要です。
- 2(2)の世帯 令和3年中の収入申告を行う必要があります。申告により令和4年度が非課税世帯と証明された場合、支給対象となります。
- 2(3)の世帯 令和4年1月以降の任意の1カ月の収入、または年間所得を用いての申請が必要になります。申請後、市で支給条件に該当するかを審査します。

※2(1)～(3)の世帯は、受給のために申請が必要です。申請様式は市ホームページか生活福祉課窓口から取得できます。1と2を両方受給することはできません。

**本給付金は、以前に給付された世帯に、新たに給付されるものではありません。**

☎生活福祉課福祉総務係 ☎022-364-1131

PICK UP! ここに注目!

## 令和4年度 塩竈市職員採用試験 (社会福祉士、一般事務/高校卒業程度)

職種 (試験種別)	人数	受験資格
社会福祉士 (大学卒業程度)	2名程度	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士の資格取得者又は来春取得見込みの方。
一般事務 (高校卒業程度)	2名程度	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方。

**採用日** 令和5年4月1日

**第一次試験日** 令和4年9月18日(日)

**受付期間** 平日9:00～16:00 8月15日(月)まで。

### 試験案内・申込書の入手方法

総務人事課人財育成係で配布しています(土日祝日は除く)。

市ホームページからダウンロードできます。

郵送で請求する場合は140円切手を貼った角2封筒(返信用・あて先明記)を同封のうえ、封筒の表に「試験申込用紙請求」と書いて「〒985-8501 塩竈市旭町1-1 塩竈市総務人事課人財育成係」に送付してください。



☎総務人事課人財育成係 ☎022-355-5056